

九月定例会ではこんなことがきまりました

津山市議会政務調査費の「支出の証としての領収書など添付」の義務付け条例を全員一致で議決

市議会各会派に支給されている政務調査費について、現在は「収支報告書」のみの開示になっていますが、それを改めて「支出したことの証を示す領収書などの添付」を義務付ける条例改正案が、議員提案として提出され全員一致で可決されました。

現在、国や地方の「政治家と税金の使われ方」が、とかく批判の対象になっていますが、この条例改正によって、市民の皆さんからの「政務調査費の開示請求」に対しては、領収書などの支出を証明する書類を合わせて開示することになり、政務調査費の使途がもっと鮮明になります。この改正は、平成二十年四月から施行されるもので、平成十九年度の「政務調査費支給分」から「開示」されることとなります。なお、平成十九年度の「政務調査費収支報告」は、平成二十年四月末までに「市議会議長」への報告が義務付けられており、実質的には、平成二十年五月以後の「開示請求」に対する措置となります。

津山市議会は「会議ごとの費用弁償」等は支給していません

政務調査費は、議員一人当たり五万八千円を基準として会派に支出されているものですが、津山市議会は、市議会の各種会議出席の「費用弁償・委員会手当て」や、それに伴う「交通費」などは支給していません。また、退職金などの制度はありません。そのことをご紹介しておきます。

9月議会に提案された議案の付託委員会と結果一覧表

事件番号	件名	審査結果	摘要
議案第17号 平成19年度津山市一般会計補正予算(第2次)については、総務文教、厚生、産業、建設水道委員会の各常任委員会で審査し、結果については総務文教、厚生委員会では賛成多数で原案可決、産業、建設水道委員会では全員一致で原案可決でした。			
総務文教委員会の付託案件と審査結果			
議案第20号	平成19年度津山市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1次)	原案可決	賛成多数
議案第24号	津山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	◇	
議案第27号	和解について	◇	
議案第28号	工事請負契約について	◇	
厚生委員会の付託案件と審査結果			
議案第19号	平成19年度津山市国民健康保険特別会計補正予算(第1次)	◇	
議案第21号	平成19年度津山市老人保健特別会計補正予算(第1次)	◇	
議案第22号	平成19年度津山市介護保険特別会計補正予算(第1次)	◇	
産業委員会の付託案件と審査結果			
議案第18号	平成19年度津山市食肉処理センター特別会計補正予算(第1次)	◇	
議案第26号	指定管理者の指定について	◇	
建設水道委員会の付託案件と審査結果			
議案第23号	平成19年度津山市土地取得造成事業特別会計補正予算(第1次)	◇	
議案第25号	津山市都市公園条例の一部を改正する条例	◇	
議案第29号	市道路線の認定について	◇	
議案第30号	市道路線の廃止について	◇	
議案第31号	市道路線の変更について	◇	